

## 希望郷いわて国体花巻市競技会場管理運営要綱

### 1 目的

この要綱は、希望郷いわて国体花巻市開催競技会（以下「競技会」という。）における会場秩序の保持と円滑な運営を図るため、会場に入場し、又は入場しようとするすべての者（以下「入場者等」という。）が遵守すべき事項を定めるものとする。

### 2 定義

この要綱において「会場」とは、希望郷いわて国体・希望郷いわて大会花巻市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が使用する競技会場並びに練習会場の施設（休憩所、通路、売店、駐車場等の関連施設を含む。）及び敷地をいう。

### 3 業務の処理

この要綱に基づく権限に属する業務の処理は、実行委員会が行う。

### 4 持込禁止物

会場に、次に掲げる物を持ち込んではならない。ただし、実行委員会が特に必要と認めた場合はこの限りでない。

- (1) 銃器類
- (2) 刀剣類、包丁、ナイフ類その他鋭利な物
- (3) 毒物、劇物その他有害物質
- (4) 発煙筒、爆竹、花火、爆発物、火薬その他可燃性の危険物
- (5) 石、鉄パイプ、棒、ハンマー、チェーン、レーザーポインタその他凶器等として使用されるおそれのある物
- (6) 競技会の運営に支障を及ぼすおそれのある看板、横断幕、旗、プラカード等
- (7) 塗料類（ペンキ類）
- (8) スケートボード、ローラースケートその他これらに類する遊具
- (9) 無線通信機器（携帯電話、PHS 等の携帯端末を除く）
- (10) 酒類
- (11) ドライアイス
- (12) 動物類（身体障害者補助犬（盲導犬、聴導犬及び介助犬をいう。）を除く。）
- (13) 投てき等により危害を与えるおそれのある物
- (14) ホイッスル、拡声器、楽器その他これらに類する大きな音が出る物
- (15) 通行に支障を及ぼすおそれのある大型又は大量の荷物
- (16) その他入場者等に迷惑及び危険を及ぼし、又は競技会の運営及び進行を妨げる若しくはそのおそれのある物

## 5 禁止行為

会場において、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、実行委員会が特に必要と認めた場合はこの限りでない。

- (1) 立入りを制限又は禁止された区域に正当な理由なく立ち入ること。
- (2) 競技場、観客席等へ物を投げ入れ、又は発射すること。
- (3) 施設、器物、装置等を汚損若しくは破損し、又はみだりに操作を行うこと。
- (4) 入場者等を脅迫、威圧、侮辱、若しくは挑発し、又は入場者等の通行の妨害となる行為をすること。
- (5) 面会を強要し又は会場内において居座ること。
- (6) 抗議集会、デモ等会場秩序を乱すおそれのある行為をすること。
- (7) 所定の場所以外で、喫煙又はごみその他の汚物を廃棄すること。
- (8) 飲酒すること。また、アルコール等により酩酊した状態で入場し、又は入場しようとする。
- (9) 所定の場所以外への車両若しくは自転車を乗り入れ、又は所定の場所以外に駐車若しくは駐輪すること。
- (10) 電熱器、ガスその他これらに類する火器を使用すること。
- (11) テント、小屋掛けその他これらに類する工作物を設けること。
- (12) 商行為、寄付金の募集、広告物の掲示等の行為をすること。
- (13) 文書、図書、図面、印刷物その他の物を配布又は掲出すること。
- (14) 宣伝、勧誘、署名活動、演説、講演、布教、集会又は喧騒にあたる行為をすること。
- (15) 会場に正当な入場券を所持せず入場し、又は入場しようとする。(入場券を不要としている場合を除く。)
- (16) 設備等に施された錠、封印、テープ等を損壊、開封、改変すること。
- (17) 撮影を制限し、又は禁止した区域で写真若しくは映像を撮影すること。
- (18) その他会場秩序の保持と円滑な運営を妨げ、入場者等に迷惑若しくは危険を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。

## 6 遵守事項

会場において、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) IDカード又はADカードは明確に見える場所に必ず着用すること。
- (2) 入場券、身分証明書等の掲示を求められたときは、これに応じること。
- (3) 実行委員会の指示、案内、誘導等に従い行動すること。
- (4) 手荷物、所持品等の検査を行うときは、これに応じること。
- (5) 指示された場所において観覧し、実行委員会から席の移動を求められたときは、これに従うこと。

## 7 入場の制限等

- (1) 実行委員会は、この要綱に違反した者、あるいは、指示に従わない者に対しては、会場への入場を拒み、又は退場を命ずるなどの必要な措置をとることができる。

(2) 実行委員会は、競技会場が満席となった場合その他の競技会の安全な運営のため必要と認められる場合は、入場制限を実施することができる。

## 8 その他

(1) 4及び5の実行委員会が特に必要と認める場合は、次のこととする。

ア 競技会等の会場設営を行う上で必要と認められる場合

イ 会場内でのおもてなし等会場運営を行う上で必要と認められる場合

(2) この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、実行委員会が別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成28年3月23日から施行する。